

# 議会改革検討調査会記録

1 日 時 平成29年8月29日（火曜日）  
開 会 午前10時14分  
閉 会 午前11時59分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 14人

座 長	柞 山 数 男
副 座 長	江 西 照 康
委 員	久 保 大 憲
//	竹 田 勝
//	上 野 蛭
//	木 下 章 広
//	押 田 大 祐
//	高 田 真 里
//	大 島 満
//	尾 上 一 彦
//	村 石 篤
//	佐 藤 則 寿
//	赤 星 ゆかり
//	村 家 博

4 欠席委員 0人

5 職務のために出席した者

**【議会事務局】**

事務局長	中田 貴保
事務局次長	岡地 聡
庶務課長	金山 靖
議事調査課長	福原 武
議事調査課主幹	坂口 輝之
庶務課課長代理	鳥取 則子
議事調査課副主幹	石黒 隆司
議事調査課主任	金井 沙織

## 6 協議結果について

### (1) 香典、祝儀の原則禁止について

(提案の趣旨：香典、祝儀を原則禁止する。)

現状どおり、公職選挙法のルールに従って取り扱う。

### (2) 事務局から議員への通知方法の見直しについて

(提案の趣旨：事務局から議員への通知を、現状のファクシミリではなくメールで行うこととする。)

速報性向上の観点から、諸会議の開催内定の事前連絡について、メールでの案内に見直すこととする。実施に当たっては、9月中に全議員のメールアドレス登録等の準備を整え、10月からの運用開始とする。

### (3) 予算特別委員会の設置について

(提案の趣旨：予算特別委員会を設置する。)

提案会派である自由民主党から、提案取り下げの申し出があり、これを了承した。

### (4) 議員親睦会の開催について

(提案の趣旨：会派を超えて議員同士が自由に語り合える気風の醸成のため、懇談会を実施する。)

議会改革検討調査会の中では、取り扱わないこととする。

(5) 政務活動費のあり方の見直しの到達点（市民への説明、意見交換）について

（提案の趣旨：政務活動費のあり方の見直しの到達点を市民に説明し、意見交換できる場の制度化を行う。）

現状どおりとする。（政務活動費のあり方検討会での議論に委ねる。）

(6) 一般質問と議案質疑を分けることについて

（提案趣旨：一般質問と議案の質疑を分ける。）

現状どおりとする。

(7) 議会基本条例について

市議会全体としての勉強会や他都市の状況の視察等を行いながら、議論を深めていくこととする。

【その他】

座長提案により、「タブレット端末の導入」を新たな検討事項に加え、長期的課題として取り扱うこととした。

## 7 会議の概要

座長 ただいまから、議会改革検討調査会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（1名）について諮る  
…許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

座長 協議に先立ち、調査会記録の署名委員に、大島委員、尾上委員を指名いたします。本日の協議事項に入る前に、お手元には、委員の皆さんに事前にお配りしておりました協議項目の分類表を、改めて配付させていただきました。そこで、この表の中にも記載しておりますが、私から、この検討調査会の検討事項として、新たに一つ提案したいことがございます。それは、タブレット端末一項目で言いますと、実施に予算が必要なもののの中に米印で記載しておりますけれども、この「タブレット端末の導入について」であります。施設整備を考えていくものとして、モニターとか、プロジェクターとか、いろいろな御提案がありました。実は、南砺市や高岡市でも、このタブレット端末につい

て整備するということを聞き及びました。そうであれば、それも含めて、同時に協議をさせていただければどうかということで、私から少し御提案させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長

それでは、そのようにさせていただきます。では、本日の協議事項に入ります。

協議事項及び提案の趣旨は、お手元に配付のとおりであります。

まず、協議事項1番目の「香典、祝儀の原則禁止について」であります。

このことについて、皆さんから御意見をお聞かせいただきたいと思いますが、後ほど、赤星委員から御意見があるかと思えますけれども、私の思いとしては、昨年も、このことについては協議をさせていただいて—この場ではなかったかと思えますけれども、弔電についてはやめましょうということでお決めいただきました。しかし、この香典や祝儀については、議員であっても、それぞれ御事情なり、おつき合いがあるので、そこに委ねましょうということで、特に制約を設けたり、統一するといったことはやめました。当然ながら、公職選挙法にのっ

とった手順で行われているということまで理解しております。座長としては、この香典、祝儀の原則禁止については、本調査会として、そのような考え方で進めていきたいと思いますが、皆さんからの御意見を伺いたいと思います。

赤星委員

すみません、ちょっと風邪を引いておりました、マスクをつけたままで、座長のお許しをいただいて、お聞き苦しいと思いますが、どうか御容赦ください。この件につきましては、今、座長がおっしゃったように、以前にも協議をしていただきました。ことし4月に改選がありましたので、改めて、新しい議会の皆さんに投げかけたいということで、今回、提案をさせていただいております。先ほど事前に、「金沢市議会の慶弔に関する申し合わせについて」という資料を配らせていただきました。昨年6月議会で大問題になりました、議員報酬の月額10万円引上げの中で、「お金が足りない」だとか「出費が多い」とか、そういうことが言われました。当時も、議員という立場だからこそ必要となってくるいろいろな出費を見直したほうがいいのではないかと、当時、私も申し上げていて、例えば金沢ではこういうことを一香典は、議員本人

が出席するお通夜やお葬式であっても、議会の共通の弔意を表す名刺をつくって、それを持参して、弔意を表すということをやっておられるので、参考にしてみてもどうかということも申し上げたのですが、それは検討されませんでした。そして、市民の多くが反対していた、議員報酬の10万円引上げが行われてきました。そういう経緯から見ましても、出費をできるだけ抑えるという面から、皆さんにもう一度、御検討いただけないかなと思っている次第です。

村石委員

結論的に言うと、座長が言われるように、公職選挙法にのっとった取扱いをやっていくことが基本であると思っています。ただし、議員政治倫理条例が検討課題に上がっていますので、その中では、今後どうしていくのかということは、継続して議論していけばいいと思います。実際にあった話ですが、弔電をなくしたときに、ある市民の方から投書をいただきました。その内容は、議員の目線だけで、議員の支出を減らしたいというだけで、弔電や香典のことを考えないでほしいと。自分たちは弔電をもらったらしっかりと読むし、香典をいただいたら、心から弔意をいただくことになる。したがって、市民目線のことでも考えてほし



いという投書がありました。そういう人も中にはおられるということで、ただ、そういう人ばかりではないことも事実です。お金がかかるから、そういうことはみんなをやめたほうがいいという意見も、もちろんあるわけで、そういう意味では、結論的には、公職選挙法にのっとった扱いとして、今後、継続して協議をすべきだというぐあいに思います。

佐藤委員

私ども公明党会派も、かつて各派代表者会議で、この提案を検討項目として入れてはどうかということで、相談させていただきました。その経緯もありまして一ただ、冒頭、座長から報告がありましたとおり、そのときには当面といいますか、現状や市民等の意見も、いろいろな角度で研究をしながら、私どももまた、先ほど村石委員がおっしゃったように、現状として、公職選挙法にのっとったところを厳守する中で検討をしていけばいいのではないかとこのころで落ち着いた経緯もございます。恐縮ですが、今回、改めてこれを提出されましたけれども、その後、新たな意見収集をしていませんので、これはまた継続という思いでおります。

久保委員

先輩方には大変恐縮なのですが、議員という立場で、金銭的負担—香典であったり祝儀について、こういった考え方をすることは、私たちも—市民であり、社会人であるわけですから、大変お世話になった方のお葬式に参列し、例えば、香典を出すこと自体を、議会として、申合わせであったり、ルールとして、決めなければならないのかと。金銭的負担と考えること自体が、そもそも議員の姿勢として間違っているのではないかなと思います。そもそも、金銭的負担と言われたときに、地域の方であったり、参列されている方がどう思われるのか、そういったことも市民目線ではないと思いますし、さらには、少なくとも私の支持者ないし地域では、議員だから出て来いとか、議員だから香典を包めとか、私は一切そういった要求は受けておりませんので、日々の議員活動の中で、これは全く問題にならない、問題にしてはならない事項ではないかと、個人的には思っております。

尾上委員

皆さん、いろいろな御意見があろうかと思えますけれども、全面禁止ではなくて原則禁止という書き方は、例えば、ものすごく親しい人—身内とか親戚とかであれば出してもいいよという意味なのだと思うのです

けれども、例えば、あの人には出してこの人には出さないとか、この原則というやり方をすると、葬儀に行ったら、いろいろと難しいところもあるのではないかと。かといって、もう一切だめだということのも、例えば、自分の親が亡くなって、香典をもらっているところには、今、久保委員が言われたように、やはり、お返しをしないとイケないというようなこともあろうかと思えます。そういったことも含めると、なかなかこれは、この中で全てを決めてしまうということは難しい話なのかなと。やはり今まで皆さんがおっしゃったとおり、議員としての考え方の中で、臨機応変にやっていくということが正しいのかなというふうに、私は思っております。

押田委員

私も、久保委員、尾上委員と一緒に意見として、公職選挙法にのっとって、各自それぞれが考えるべき問題で、議会で考える問題ではないとは思いますが。同じ地区に議員がいたこともありますし、その方が参列されるという話は聞いたことがあります。「あんたは行かんがけ」という話も聞きましたが、申しわけないのですけれども、私はその人とはお話をしたことがなく、御家族の方ともお話をしたことがないので、

「行きません」というふうにしっかりとお答えしました。これは、議員個人と亡くなられた方との人間関係だと思えます。1度テレビで、富山市議会議員の方が、あそこの会派の人が行くから、私も行かざるを得ないというふうに発言されていたのを聞いたことがあります。私はそれを見て、この人のお参りというのは、誰かが行くから、私も行くのだというもので、そういうお参りなら、議員個人でやめられたらいいのではないかと思えます。あくまでも公職選挙法にのっとって、心からお参りをしたいと思えば、行けばいいのではないかと思えます。あくまでも、公職選挙法にのっとった、個人対応でやるべきだと思っております。

竹田委員

この問題を考える際に、例えば10年前—正確にはわかりませんが、10年くらい前であれば、議員の中には、そのエリアの全ての有権者の方々のお参りをして、香典を持参していたというケースがあろうかと思えます。しかしながら最近の例で言いますと、そういうことは全くなくなりました。知り合い、あるいは、お世話になった方、人間として常識の範囲内でしっかりお参りをして弔意をあらわすというように、極めて常識的になっておりますので、あえて何

が一申合わせにしても、先ほどの原則禁止の原則論についても難しい解釈になってきますし、そこまでは必要ない。これが私の結論です。

上野委員

今ほど何人かの委員の方も言われていたのですけれども、公職選挙法にのっとってすることは、もちろん当然のことだと思えますし、昨年のもあったので、皆さんそれぞれに考えて、今、対応をしておられると思います。この原則禁止という表記自体がそもそもよいのかということも含めて、継続的に審議していく必要性があるのではないかと、私どもは考えております。原則という形になると、先ほど尾上委員も言われましたけれども、どこまでが原則なのかというところまで踏み込まないと、なかなか決められないと思いますので、そのことも含めて継続協議にさせていただきたいなというふうに思います。

大島委員

私は、ことし4月の選挙が終わったあとに葬儀を経験しておりまして、皆さんと同じ考えなので、一言申し上げたいと思います。香典につきましては、やはり、いただいたものについては今後お返しするという気持ちがあります。議員だから持っていけない

というのは、非常に困る、矛盾するというふうに思っておりますので、これにつきましては、公職選挙法どおり、本人が必ず持っていくということを徹底していただくということを一度確認してもらいたいということと、祝儀につきましては、その辺は徹底をしていただければというふうに思います。公職選挙法に違反しないようにということで、確認をしていただきたいと思えます。あと、赤星委員が提案された、金沢市議会のカード—お悔やみのカードを持って行くということにつきましては、一見よさそうなのですが、例えば、もらったあとで議員をやめたり、あとにカードを持って行くということができません。これはいいようで悪いのではないかと思っておりますので、公職選挙法にのっとってやるべきではないかなというふうに思います。

佐藤委員

公職選挙法にのっとるという話をしましたけれども、一応、当然のこととして省いたことがあって、要するに公職選挙法の本意としては、もともと寄附行為の禁止ということを前提として、寄附行為を縛った中で、あえて言えば、香典等についてはやむを得ない—日本の社会の通念上、これは認めてもいいのではないかという意味で、本人が

行けばということが認められています。大変恐縮なのですが、私たちはそれを前提として、お金の云々だとか、負担が云々だとか、そういう議論とは全く根本から違うということだけは御理解いただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

木下委員

皆さんのお話もお聞きしたのですが、確かに、金銭的な出費ということは、議員報酬も限られていますし、議員としての活動もしていかないといけないということもあるのですが、祝電や弔電を廃止したときにあったのが、誰々も出しているからという、出費面だけではなくて、誰々が出しているから出さざるを得ないという、祝電合戦、弔電合戦が背景にあったと思うのですね。これも構造は全く一緒だと思っていて、誰々が出していたからとか、頭の中でそんなくするとか、考えるとか、そういったことで、本心からではなく出していたりとか、正直、そういったこともまだあると思うのです。今、金沢市議会でも実際にこのようにされているということで、できないことはない。すごく急進的とか、かなり大きな変化なので、この案を聞くと、やはり最初はびっくりされる方も多いと思

いますし、私も、そこまで踏み込んでまで、とは最初は思ったのですが、やはり継続的に考えていって、富山市議会としてはどのように対応していくのかということを考えてもいいのではないかと思うのですね。それで、議員の活動に集中できるようにするために、確かに急進的な考え方、大きな変化かもしれないけれども、継続的に考えていってもいいのかなというふうに思っています。

竹田委員

今の木下委員のお話は、私は特に弔電の廃止ということで、かなりの程度、それはなし遂げられたと思います。そういう他の議員が出しているから、出さなければいけないということは、弔電の廃止で横にそろったという感じがいたします。私の短い経験なのですが、例えば、議員同士が同じ葬儀場で重なると、そういうことがないことはありません。それは故人がいかに交際範囲が広くて、立派な方で、皆さんに慕われていて、また、社会的なお世話も十分にしたということでありまして、何も売名行為に基づく横並びで葬儀に列席する、お祝いに列席する—お祝いは御案内を受けないと行けないわけですし、そんなことは、やや杞憂というか、私はそういう印象を受けます。



久保委員

今、佐藤委員から言われたこと一寄附行為に関する考え方は、私もよくわかっております。木下委員には大変申しわけないのですが、私たちが議員の意識を改革することがまず大前提で、香典とかは政治活動でもなければ、選挙運動でもないのですよ。そういう考え方を議員が変えていかないと、これを原則で縛っていかうということ自体が、何となく皆さんが、政治活動の一環とか、そういうふうに考えていると市民からも見られるので、まずは議員が考えを改めるべきだと思います。ほかにもたくさんやらないといけない改革事案がありますので、何でも継続にしていけるのではなく、座長にはぜひ、しっかりと絞るべきテーマを一この1年の中で少しずつ結果を出していかないといけないと思いますので、より迅速な差配をお願いしたいと思います。

座長

いろいろと御指導をいただきまして、ありがとうございます。継続というお話もありましたし、様子を見ようではないかというお話もありました。また、議員として姿勢を正して対処すべきだというお話もありました。昨年、から、弔電、祝電については禁止をしております、その効果は相当なものだというふうに思います。しっかりと周知

されてきている。その中で、そういう行動とともに、この中身について、それぞれ議員としてのモラルを向上させていっていただければありがたいと思います。結論的に、今、現状どおりということで、それぞれの思いの中で継続して、注視していただければありがたいと思っております。議会改革検討調査会においては、このことは本年度は取り上げないということで、これで議論を打ち切りたいというふうに思います。そのようにしてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

座長 それでは、そのように決定いたします。次に、協議事項２番目の、「事務局から議員への通知方法の見直しについて」であります。このことについて、事務局から意見をいただきたいと思いますが、よろしいですか。

議事調査課長 議員の皆さんへの通知方法の見直しにつきまして、事務局としての考えを御説明させていただきます。この提案の主な趣旨は、ペーパーレス化と速報性の向上でございますけれども、事務局といたしましては、まず、連絡事項や情報が間違いなく議員さん

へ届いているという確実性が重要と考えております。一般的に行政側といたしましては、この確実性が重要と考えておりまして、現在でも、紙ベースでの通知などの対応が多く行われております。また、職員に貸与されております職場のパソコンからメールを送る場合、通知文などを添付ファイルにして送付した場合は、職員間ではすぐに関くことができますけれども、それ以外の場合は、セキュリティーの関係から、添付ファイルを開くためのパスワードも自動的に送付されることになっており、そのパスワードでセキュリティーの解除作業をしなければならないという煩わしさもございます。そういったことから、メールの場合、本文欄にべた打ちをすることになりますが、そうした場合、携帯電話やスマホなどでは、画面が小さいため、見落としも心配される場所です。したがって、これらを考えますと、まずは試験的に諸会議開催の内定の事務連絡のみを、メールの本文欄にべた打ちで御案内することから実施してはどうかというふうに考えております。なお、その際は、送信完了のみを確認することとさせていただきますと思っております。メールのみといたしましたのは、何か問題点がないか、その試験的結果を洗い出してみ

たいと考えておりました、それらを検証しまして、さらに今後どうしていくかを検討してはどうかと考えております。よろしければ9月中に全議員のメールアドレスを1件に限って登録させていただきたいと思っております、後日改めてそのあたりを御案内させていただきたいと思っております。事務局からは以上でございます。

江西委員 課長、事務連絡のみということの説明することだったのが、その単語が、メールに変わっているのではないかと思うのですが。

議事調査課長 事務連絡のみをメールで試験的に、本文にべた打ちして送付したいと思っております。

尾上委員 メールだけでということですね。

議事調査課長 メールだけでということです。

座長 今までは、ファクスで自宅に文書を送付しておりました。随時自宅にいて、その番をしているわけではないものですから、速報性を達するために、メールにしてはどうかという提案だと思うのですね。今、事務局からは、いわゆるセキュリティーの問題が1つ、それから、公文書の取扱いに厳重を

期さないといけないということが、もう一つあるわけですね。それで今、試験的に事務局からの事務連絡ということで、例えばこの議会改革検討調査会をきょうやりますよ、この日をあけておいてくださいよという確認が、今は事務局からファクスで来ていると思うのですが、このことについてだけ、メールで試験運用させていただけないかと。この状態を見て、担保できるもの—セキュリティー的なこと、公文書の管理的なことも含めて、運用できるようであれば、それから始めていきたいと、要約すればそういう説明だったと理解していただきたいと思います。それでは、委員の皆さんの御意見を求めます。

佐藤委員

事務局にそれで対応していただくというのであれば、それで承知なのですが、私は、そもそもこの提案の意味は、ペーパーレス化のためということなのかとか、速報性—私が古いのかもしれませんが、元来メールというのは、昔はデスクトップのパソコンで、自分が見たいときに見るというようなもので、逆に言うと、自分を取りに行かないと見られないというようなところから始まっていたと思います。今どきはメールも携帯電話に転送していて、私はすぐに読み

ますし、ファクス等でも、機能によってはそのまま携帯電話、スマホ等に転送するという事もできますので、いろいろな工夫で、自分で速報性に対応するという事はあり得るのかなと思っています。そもそもメールで入れる一もう1回事務局に確認ですけれども、事務連絡については、そのかわりに今までファクスを入れていた事務連絡は入れませんと、メールだけにしますよと。要するに、事務局の仕事をいっぱい増やす一何を目的にするのかということが、ちょっと見えない部分もあるので……。まずはそこからという提案ですので、最終的には、今の事務局の提案で結構なのですけれども、要はそれで、1回こっきりのメールで、それでちゃんと皆さんが納得できるのか。また、やはりファクスにしてくれ、もしくは両方してくれということも、セキュリティーだけの問題だけではなくて、議員が速やかに、また、ペーパーレスとしても、それをキャッチできるのかということもちょっと試してやってみたいということだと理解をされていて、それについては賛成ということでした。

村石委員

メールということで、試験的にやることには賛成です。私の場合は、确实性を強調し

たいと思います。私のところのファクスは、一定容量になったらはねてしまう、拒否してしまう。そうしたら事務局から電話がかかってくるのです。「ファクスをしても受け付けてもらえないので、どうでしょうか」と。ですから、確実性のことを考えると、メールでお願いします。メールは毎日必ず見ることにしていますので、メールでいいと思います。

上野委員　これは私どもからも提案をさせていただいて、ペーパーレス化ということも含めて検討をしていただきたいなと思って提案させていただいたのですけれども、長期的課題として、座長から提案されたタブレット端末の導入という、新しいことも含めて検討をされると思いますので、まずはメール等で慣れていただくということも必要なのかなというふうに思います。そのことも含めて、事務局の方の作業も確かに増えるのかもしれませんが、随時していただけるということで、大変ありがたく思います。

木下委員　私のほうからも提案させていただいたのですけれども、ファクスのみという状況から、別の方法を—現代的な別の方法も模索していくということが大事なのではないかと思

いまして、今、事務局からも試験的に、1番最初の、会議が行われるよという通知をまずは始めようということなので……。そして、座長からタブレット端末の話もありましたし、今後、議会もIT化をしていく可能性があるので、まずはその第一歩として、ぜひ試験導入をしていただきたいと思います。

座長                    それでは、よろしいですね。

                          〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長                    試験ということでスタートをさせていただきます。そのように、決定させていただきました。

                          次に、協議事項の3番目の「予算特別委員会の設置について」であります。

                          この提案であります。提案者は自民党であります。私のほうから、この提案については取り下げさせていただきます。会派内で協議をさせていただきましたが、やはり過去にもこの議論を何度かしております。結果的に自民党で提案して、自民党で取り下げた前例もあって……。なぜかということ、予算特別委員会をやると、やはり常任委員会にかける議案がなくなって、形骸化され



ていったということで、委員会でそのことは審議していくべきだろうということです。予算特別委員会は、この先例から見ると、やめたほうが良いということが自民党会派内では大勢でありまして、今回、大変申しわけありませんが、この提案について取り下げさせていただきます。よろしいでしょうか。

大島委員 そのように思い切っておっしゃっていただいて、私もどういうふうに対応すればいいか、準備をしてきたつもりだったのですが、ありがたく思います。これについては、中期的課題ということなのですけれども、今後、この4年の間に、そういうお話をされる可能性があるかどうかだけ、ちょっと確認をしておきたいのですが。

座長 私は将来一明日のことも予測できませんけれども、これまでの経緯から言うと、今ほどお話したとおりで、よほど今のやり方で何か支障があるということであれば、全員の合意のもとで、そのことについて対処しなければならないと思います。御案内のとおり、今、富山市議会では、一般質問の中で一問一答という方式も取り入れております。これはかなり画期的なことだと、最近改

めてつくづく思っております、予算特別委員会というと、一問一答という議論のやり方でございます、このことは本会議場で既に私どもの議会では始めております、このことをもって全てに対処できるわけではございませんが、一方で、そのことを補完することでもあるというふうに思います。よほどのことがない限り一歩障があれば、そのときに議論をされるかと思しますので、今回は、取り下げさせていただきたいと思っております。

大島委員 御英断に感謝いたします。

座長 それでは、そのような結論にさせていただきますので、次に進ませていただきます。次に、4番目の「議員親睦会の開催について」であります、これは、日本維新の会さんからの提案でしたか。

木下委員 そうです。

座長 多分この親睦会というのは、議員全員で親睦したり、それぞれで親睦するということであろうかと思っておりますが、このことまで当調査会で決めていかないといけないということは、ちょっとどうかと思いつつ、と

もかく、365日、議員間でどういう交渉であろうと一交渉するのが議員だろうと思いますので、このことも含めて、それぞれの判断で呼びかけてやっていただきたいと思います。この議題については、当調査会で取り扱うことは、課題とは違うのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。皆さんからの意見を求めます。

木下委員

確かに名称が議員親睦会というのは一私もしっかりと掘り下げて、固められなかったことは、正直、甘かったと思います。先日廃止された議員親睦会と名称が一緒ですから、ちょっと安易だったかなと思うのです。私の提案した本質としては、各種委員会だとか正式な会議、こういう会議の場を離れた場での、議員同士の話し合いが、本当の会議における議論の活性化や円滑化、長期的には、富山市議会全体としての力につながるという思いから、提案させていただいたのです。議員親睦会という名称では、旧来の、廃止された親睦会のイメージになってしまいますから、議員懇談会と言ったほうが、私の思いとしては、より近いのではないかと考えております。この発想のヒントというのが、ことしの3月議会が終わった後に、市長部局の方と議員が集まって話

す機会があって一あの場はお酒が入る場だったのですが、私は議員になってから初めて、各会派をまたいでいろいろな方とフランクに話す機会があって、そこで初めて、この方はこういう考え方を持っているのだなと思うことがあって、それで通じ合ったり、こういう人なのだなと親近感と言いますか、そういうことがあったものですから、お酒が入らない場で、会議室等を使って、オフィシャルな形での懇談会みたいなものを、今後また検討していただけたらなという思いであります。

大島委員

同じ部屋のよしみで少し補足しますと、議員全体で話をする機会が少ないものですから、会派を超えて、今後一例えば、議会基本条例の中で、公聴会をいろいろな地区で開催をするときのステップアップの1つとして、気心が知れておいたほうが良いというふうな思いもあって、こういう御提案を一少し言葉足らずだったかもしれませんが、基本的には、そういうことを考えておられるということを少し補足しておきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

赤星委員

この会議での議題にしないということはわかるのですが、実は先週、議会改革

について、大津市議会に会派で視察に行っ  
てまいりました。その中で、会派の垣根を  
越えて、年末に議会大忘年会というものを  
やっているそうなのですね。普段から、会  
派控室をお互いに自由に出入りして、行っ  
たり来たりしていると。そういう垣根を越  
えたおつき合いが、議会改革を進める原動  
力ともなっていますというお話を聞いてま  
いりました。なので、こういう御意見があ  
りますよということで、今後、各派代表者  
会議なり、議長のほうで、お取り計らい  
いただくというようなことがあってもいい  
のではないかなと思います。

村石委員

基本的には、親睦会とか懇談会というこ  
とは、やはりこの調査会のテーマとしては  
適さないということで、やるとすれば実行  
委員会方式ですね。実行委員会を構成し  
て、その中で、いつやって、どういうやり  
方をすればいいかということを決めれば  
いいと思います。その目的は、赤星委員  
が言われることと似ているのですが、二  
元代表制一議会は二元代表制の一方だ  
から、チーム議会として、みんなで会派  
の垣根を越えて、富山市のためにいい  
政策を提言していこうと、そして頑  
張ろうと。あるいは、一年間頑張った  
ねとか、今後またこういうことを

頑張ろうということをお互いに意見交換するための一忘年会なのか、何がいいのかわかりませんが、そういうことは、やはりあったほうがいいのではないかと思います。ただし、実行委員会方式で、議長もかわらないし、役職の人がかわるわけではなくて、それぞれの話し合いでやればいいと思っています。

上野委員

今ほど何人かの委員が言っておられましたけれども、議会として一つとなって改革を行っていくという上で、会派を超えたところの、何かしら意見交換であったり、そういったことができる場を改めて考えていただきたいと思っています。確かに、懇親会という形で、この場ではふさわしくないと思いますので、各派代表者会議ということであればそこでやってほしいと思いますし、議長のほうに提言という形でもお願いしたいなと思っています。

久保委員

私は、この議会改革に関して、個人の研さんとか個人の努力で賄えるものについては、わざわざこういう場であったり、ほかの場でもやるべきではなくて、木下委員が大忘年会をしましょうと言って、皆さんに声をかければ、多分、自民党会派であれ、会派

を超えて参加される方は多数いらっしゃると思うのですよ。何でも議会で何かグループをつくって決めないといけないとか、実行委員会をつくろうとかという考えではなくて、まずは議員個人個人が働きかけた上で、木下委員が呼びかけたけれども誰も来なかったから、例えばこういうことをグループで、議会みんなで取り組みましょうという提案にしていっていただかないと、余りにもちょっと、こういうことに議論の時間を割いていること自体が、議会改革を推進していく上での妨げとなっていく可能性がある、私はそこを大変危惧しておりますので、その辺は議員個々が、まずは頑張るところからやっていただきたいなと思います。

佐藤委員

冒頭、提案の木下委員からお話がありましたが、内容的には、レクリエーション的なものも含めた懇親ということとか、あとは先ほど村石委員がおっしゃったように、私も木下委員の思いを感じてみても、やはり二元代表制の議会として、政策的にどうだとか、そういう意見交換は、できればやっていくような、そういった意味で、議会基本条例に関する事として、私どもは意見交換会、もしくは政策討論会みたいなもの

を設置してはどうかということをご提案させていただきましたが、そういった趣旨なのか、大忘年会的な趣旨なのか、幅広い名称でしたので。いずれも否定するものではないのですが、議会としては年度末に当局及びそれぞれ議員間の、まさに御本人が冒頭におっしゃったとおり、そういう交流の場も設けるようにしておりますし、座長が冒頭におっしゃったように、あとは個別に一当然、議員ですから、自由に他会派とも、会派を超えた意見交換をどんどんやっていけばいいと思っていますので、この趣旨がよく理解できないところもあったのですが、今ほどの、そういうレクリエーション的なものについてのトーンであれば、これはあえて議論をするようなことは控えてもいいのかなと思います。

竹田委員

大体、議論は方向づけできたようなのですが、いずれにしても、この議会改革検討調査会においては、二元代表制の一翼を担う、あるいは、当局のチェックアンドバランス機能を果たすためには、どういうことをしなければいけないのか、どういう仕組みにしないといけないのか。この委員会の性格は、議会の権能を高めるためだということも申している人もおりましたし、そういう



ことから言うと、今のテーマの必要性は皆さんがるおっしゃいましたので、この取扱いについては座長に一任一任と言うと、語弊がありますが、何となく実行委員会形式でやるような路線で木下委員に一任するもよし、あるいは、それぞれの会派からメンバーを募るのもよし、それも含めて、議論はこの限りにしまして、方向づけだけをしていただいて、終止符を打ったらどうでしょうか。

座長

大体意見が出たようでございます。御意見があったように、それぞれが課題に向かって調査研究なり、あるいは意見聴取なり、あるいは、それを反映するところであれば、日常の活動の中で、どの会派であろうと、他会派であろうと足を向けていただいて、いろいろと御意見を交わしていただければと思います。それから、レクリエーションなり懇親については別途、この調査会ではなくて一多分、木下委員が幹事長になられるのかもしれませんが、そういう形で進められればいいなと思います。会派に戻られて、そういう意見があったということ、少し会派内で通達をしていただければというふうに思います。よって、この調査会では、この課題についてはこれで取り上げな

いということとさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長

それでは、次に進めさせていただきます。  
次に、5番目ではありますが、「政務活動費のあり方の見直しの到達点について（市民への説明、意見交換）」であります。

今、現状の中で、政務活動費のあり方検討会が設置されております。座長といたしましては、その検討会で検討される事項であって、私どもも同じことをやるということは、あまり合理的ではないということをおもっております。この課題については、政務活動費のあり方検討会のほうで議論をしていただくということをおもっております。委員の皆さんから、御意見を求めたいと思います。よろしいですか。

赤星委員

これは昨年から、運用指針の見直しを進める中で、重ねて提案をしてきたものです。議会としては、今現在、ここまで頑張って、ここまで見直しましたよということを、節目節目で市民の皆さんに説明をして、御意見をいただくということをやりながら、市民目線で見直しをかけていくことが必要だ

という観点から、提案をさせていただいております。

座長 赤星委員から思いを語っていただきました。他の委員、何か御意見はありますか。やめるということではなく、審議は、政務活動費のあり方検討会でやってもらうということをしたわけではありますが。

村石委員 座長が言われることは、整合性などを考えれば、わからないでもないです。ただ、政務活動費のあり方検討会は、全ての会派が参加していないということなどがあるので、少なくとも、政務活動費のあり方検討会で、どういう視点で検討してほしいのだというような、検討項目みたいなものを、この調査会のほうで決めた上で、それをあり方検討会のほうに持っていくということにしたほうが、よりいろいろな会派の意見を盛り込んで検討してもらえないかなというぐあいに考えます。

座長 この調査会もそうですが、議長の諮問機関ということで、議長に答申するわけですね。ですから、またそういうセクションにおいて、間接に、間接にというようになる話でありまして、ともかくダイレクトにあり方

検討会でやっている、受け皿があるわけですから、そこで議論をしていただければいいと、私は思います。

大島委員 政務活動費のあり方検討会の組織については、やはり早急に廃止ができるような方向で努力すべきだというふうに思っておりますし、その委員の方々もそう感じておられるのではないかと思っておりますので、そこで一区切りついたところで、1度説明をするということ、こちらの検討事項として提言するということも、よろしいのではないかとこのように感じております。

座長 将来的な御意見として承ります。

佐藤委員 今ほど座長からお話がありましたとおり、ちょっとこの趣旨がわからなかったところもあるのですが、政務活動費のあり方の見直しということで、去年は、あり方検討会等で、さまざま、それなりに前進をしたのかなと。市民の皆様にも、ある程度、理解をいただけたところまで来たのかなというふうには思っています。いずれにしても、あり方検討会は厳然と存在しておりますので、やはり、この項目のタイトルからしてみると、私も座長と同様に、ここは議会改

革検討調査会として介入すべきことではなくて、素直に、政務活動費のあり方検討会のほうで、市民にも説明をするような、そういった場を設けるといような趣旨なのかなと思っておりました。いずれにしても、この議会全体として取り組むことでありますので、そこに参加をしていない会派でも、当然、座長等に意見を言うだとか、この項目自体の一見直しだとか、到達点云々とかいふことの議論は、あり方検討会のほうで、しっかりと審議等をしてもらう内容ではないかと理解をしておきまして、それでよろしいと思うのですが。

木下委員

内容的にお聞きしまして、結局、市民の方たちにどうやって信頼を得るのか、信頼回復するのかというところで、やはり政務活動費というのは昨年問題になりましたから、市民の方々に、何か説明する機会—今、こういうふうな制度になりましたとか—私たちは中にいるので、そういう情報にじかに接することができるので、理解しやすいのですけれども、外の方は、メディアを通してという形になりますから、全ての情報が伝わっているわけではない、要点しか伝わっていないと思うので、やはりこういった機会は、私は大事だと思うのです。それで、

やはり皆さんおっしゃるとおり、政務活動費のあり方検討会という専門の会議もありますので、そちらでこの話を深めていって、市民の方に、今の富山市議会の政務活動費の運用指針はこうですか、こういうふうに変わっているのか、また、こういう方向を目指していますとか、そういう機会を持つことは大事かなと思っています。

上野委員

今ほど、たくさんの方がおっしゃられていたのですが、議員個人個人として説明はされていると思いますし、今どういうふうになっているのかは会派のほうでもされていると思うのです。ただ、議会全体としての説明責任は、まだ果たされていないのかなというふうに感じていますので、検討事項として、あり方検討会のほうにボタンをタッチしていただければというふうに思います。

座長

それでは、皆さんの御意見にもありましたとおり、政務活動費のあり方検討会のほうで、このことについて議論をしていただくということをお願いしたいと思います。よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長

それでは、そのようにさせていただきます。次に、協議事項6番目の「一般質問と議案質疑を分けることについて」であります。今は、一般質問と議案の質疑を同時に、一般質問を議案の質疑も含めてやっております。県議会もそうありますが、過去、議案質疑だけというのと、かなり、本会議場で持論を展開されて、議長にとめられるというケースもあったやに聞きました。確認はしておりませんが、そういうこともあるということで、あまり分けると、また新たな一議案質疑ですから、提案されたことについてだけ、わからないことを聞くわけありますので、それだけを別に一これは本会議場でなのだと思いますが一本会議場でするということになると、そこまでする必要性があるのかなという思いであります。座長の思いはそうありますけれども、委員の皆さんの御意見を聞かせていただきたいと思っております。

大島委員

提案者として発言します。皆さんには釈迦に説法ですが、一般質問と議案質疑はまず違うということと、以前に富山市議会は分かっていたのが一緒になって、一般質問の持ち時間が1年間に90分になったと。現在はインターネット中継もありますし、ケ

ーブルテレビの中継もありますことから、議長にとめられるまで持論を展開するという事は、まずないのではないかなというふうに思っています。それと、一般質問については、全体に対して、自分の意見を表明できるわけですけれども、定例会のみでございまして、臨時会について付議されたものを質問するという事は当然できないので、これは当然、質疑になってくると思うのですけれども、その辺は、やはりある程度分けて、一般質問の時間は決められた時間で、議案質疑は議案質疑という形で、分けていただいたほうがよろしいのではないかなと思います。

尾上委員

先日、質問に関する勉強をしてきました。そのときの講師の先生も、今言われたように、一般質問と議案質疑というものは、全く性質が異なるもので、こうだこうだという説明もございました。それを聞いておりました、やはり分けると逆に質問しにくいというようなことを思いました。やはり、一般質問と議案質疑をあわせて富山市議会ではやっていますので、ある程度の持論展開もできますし、議案の質疑、議案に対することについても、ある程度一般質問に絡めてできる部分もありますので、私は今ま



でのやり方のほうが、市民にもわかりやすく、市民のための質問ができるのではないかというふうに思っていますので、あえて分ける必要はないのかなと思います。

久保委員

私も尾上委員の考え方と一緒に、まず、今の一般質問のあり方が、非常にわかりやすく、きょうの議題には上がっていませんが、例えば、分割質問分割答弁のような、もっとわかりやすい形を追求していくこともいいと思うのです。ただ、この議案質疑と一般質問―議案質疑に関しては、委員会でも付託をされているわけですし、先日、厚生委員会で視察に行っていました。厚生委員会の中では、会派を超えていろいろな意見を言い合いながら、委員会をもっと活性化していこうという、そういった意気込みというか、流れが今できつつありますので、どんどん委員会の機能を活性化させて、この議案質疑については、市として、議会として、委員会という場をもって、もっともっと活性化していくことで、十分可能ではないかなというふうに思っておりますので、私としては今の時点でこれを分けることについては必要性を感じません。

村石委員

基本的には分けたほうがいいと思います。

先ほど尾上委員も冒頭のほうに言われましたけれども、議案質疑と一般質問というのは、内容が違うということです。私たちは一般質問をするときには、数カ月前からどういう質問をしようかということで準備をして、調査・研究をしたり、あるいは視察をしたりしているわけですね。そういうことで、時間の配分も考えて臨もうとしています。議案が出されるのは、本会議の1週間前ですよ。議案が出されて1週間の間に、議案質疑の準備をするということで、これはやるとしても「できる規定」で一会派がそれぞれ代表して、提出議案について質疑応答をする「できる規定」が望ましいと思います。だから、議案が出たけれども、本会議場で議案質疑はしないということも、それはいいわけで、「できる規定」にして、当然いろいろな議案に対する問題点なども、質疑すればいいと思います。そしてなおかつ、細かいことは各常任委員会ですればいいことなので、どうしても本会議場で議案の質疑が必要な場合にはできるという規定のほうがいいと思います。参考にしたのは上越市議会です。上越市議会では、議案質疑があって、当局からの議案について当局が説明する。議員提出の議案については、議員が提出議案の説明をするというような

ことになっていきますので、私はやったほうがいいというぐあいに思います。

座長

ちょっと村石委員にお返ししますが、今の富山市議会は、質疑をしてはだめだとか、そういうことは全くないのです。ちゃんとやっていますし、議員提案した場合には、議員が質疑をかけていますし、それから、臨時会も、一般質問はございませんが、質疑については通告があればやっていますから、少し誤解のないようにお願いします。

赤星委員

一般質問と議案の質疑は、全く性質の異なるものですので、以前分けていたように、分けるべきだと思います。一般質問は、市町村の政治行政全般にわたって市町村長の方針、見解、事実の説明、報告を求めるものであり、議員は質問によって、政治、行政などに関し、自己の意見を表明することができます。一方で、議案の質疑は、具体的な議案、施政方針、提案理由の説明などに関する疑義をただすものですよね。なので、性格の違うものを一緒くたにやっていることが問題だと思います。以前、持論を展開されたというのは、この違いについてよくおわかりになっていない議員が、とうとうと自分の意見を述べられたのではない

かと思えますし、合併前の富山市議会では、本会議での議案質疑も独立してありました。それは、議員一人一人に議決権がありますが、自分の所属していない常任委員会に付託される議案については、そこに所属していなければ疑義がただせないわけです。それではいけないので、本会議において、一人一人の議員が、議案の疑義をただす機会を保障するというものでありますので、これは御提案のとおり、別々に行ったほうが正しいと思えます。

座長

今現在、一般質問と議案質疑は同時に行えることになっております。一括質問一括答弁であれば、ちょっとやりにくいところもあります。議案の質疑について一提案のあったことについて、疑義をただすということについては展開が難しいので、一括質問一括答弁では少し難しいかと思えますが、一問一答方式の場合であれば、例えば冒頭で、その疑義のある提案理由、あるいは予算について、疑義をただしながら本題として市政全般に大きく反映できるような、今の形がかなりベターだというふうに一特にこれは一問一答方式の場合でありますけれども、その展開はできるだろうというふうに思います。他の委員で、何か意見はあり

ますか。

佐藤委員

かつて富山市議会でも、この議案質疑を分けた経験がありまして、当時、勉強不足であった点は否めないと思うのですけれども、私は申しわけないのですけれども、先ほど来、皆さんおっしゃっておられますが、議案の質疑については、当然今は、一般質問並びに議案の質疑ということで、自由にできる制度にまた戻っておりますので、今ほど座長がおっしゃったように、疑義をただすような展開も十分にあり得ます。ただ、かつて私の会派も当然のことながら、議案質疑が1日あったかと思うのですが、やらせていただいた経験を思い出そうにも、正直に言ってあまり思い出せないくらい、ともすると何となく時間があって、質疑のための質疑のような、非常に曖昧な、ある意味では質疑しかできないという時間内で質疑をするための質問を用意しなくてはいけないというか、何かそのようなことだったのかなという程度の一やはり今の現状では、私どももその内容をまだしっかりと精査し切れていないという点で、赤星委員のおっしゃるような、その趣旨がまだ理解できていないというようなことなのかもしれませんけれども、今、多くの新人議員の方もい

らっしゃいますし、かなり今、自由な質問がされていると思います。現状を踏まえてみても、質疑等についても一般質問を十分に利用しながら本会議、または、先ほど久保委員がおっしゃったとおり、委員会でもっと一自分が出ていない委員会でも、やはりそれは会派なり、ほかの議員からでも、声をかけて問題提起をしていただくとか、現状をさらに利用していくというトーンで、私はこれを分けると、利用の仕方が非常に縛られるかなという点で、今の段階では、この一般質問と議案の質疑を分けるということについては、必要ないというふうに思います。

竹田委員

今、佐藤委員がおっしゃったように、私もほぼ同様な意見でございます。一般質問と議案質疑、常任委員会の審議等々は、やはり先ほど座長がおっしゃいましたように、当議会の場合は、議案質疑と一般質問のいずれをしても可であるということで、柔軟な対応ができるということです。今、議会に課せられた役割なり使命は、もっと議論を活性化することにまずあるのだと。私は議案質疑の重要性は理解していますし、もっともっと掘り下げて、本質的な問題にアプローチしなければならない、また、する

べきだと思っているのですが、まだまだ勉強をしないといけない。皆さんもいろいろな自己認識はあると思うのですが、いずれにしても議案質疑については、いろいろな角度からもう少し掘り下げて、当局の議案の提案をそのまま追認することなくいろいろな角度の問題があると思うのです。今のところ制約なしにある程度自由に一だから資質の向上と一口に言ってしまいますけれども、そういうことを念頭に、どんどん絞って議論をしていくことが大切なので、あまりこの入り口でこう言うのは、時期尚早かというふうに私は思います。

尾上委員

先ほど座長も言われたように、私も改めて質問に対する勉強を一先ほども申しましたが一して来て、分けるということの必要性を私は感じなかったのですけれども、例えば議案の質疑をして、自分の疑問に思っていることがわかって、それがあとにつながっていかない。例えば、もっと早く議案の質疑だけを別の機会にやって、その聞いたことを一般質問に盛り込んで広げていけるのならまた違うのかもしれませんが、もし本会議だけで、一般質問をする、議案の質疑もするということになると、議案の質疑をしたときの結果を何か一般質

問に反映できるのかということ、なかなか難しいところがあるのかなというふうに私は思います。今のやり方のほうが、先ほど座長も言われたとおり、疑義もただせて、それが一般質問としての広がりを持たせられるというふうに、私は思っております。

大島委員 最後に、例えば私みたいな1人会派ですと、議案の質疑を一つ、二つして、五分、十分で終わっても、30分消費するというルールになっていますので、その辺はまた御検討いただきたいという、そういう思いもこの中には入っています。

木下委員 皆さん、いろいろな御意見があろうかと思えます。確かに、現状の富山市議会のやり方も、それはそれでいいとは思いますが、私の考えでは分けたほうが、今の状況ではいいかなと、そういう方向で考えていくことがいいのかなと思っているのです。なぜかと言いますと、インターネット中継が始まりました。私たちは内部の人間で多少知識があるので、一般質問の中に議案の質疑が盛り込まれていたとしても、それは判断がつくのですけれども、全くの外部の市民の方とか、知識のない方が見られたときに、しっかりと区分けされている一議案の質疑



だけをやりますとか、一般質問だけをやり  
ますとか一性質も違いますから、分けられ  
ているほうがすっきりと一分割質問分割答  
弁の話もありましたけれども、何も知識の  
ない方が見られたとしてもすっきりと、わ  
かりやすいのかなと思うのですね。そうい  
った対外的な意味でも、わかりやすいです  
し、やる側の人間にとっても、確かに新し  
いことなので、ある程度なれが必要だと思  
います。議案だけを質疑する、一般質問は  
市の当局の職務全般に関して質問するとい  
うことで、始めると必ず、最初は難しい部  
分もあると思うのですけれども、最終的に  
は、なれが解決するだろうとっておいま  
して、私も実は、上越市議会の定例会の審  
議日程をたまたま見ていたのですけれど、  
分けてやっているところもありますから、  
見る方がいかにわかりやすいかというこ  
とも含めて、分けるのはありなのではないか  
と考えています。

上野委員

質問については、せんだっての議会改革検  
討調査会でも別の項目でも出ていたと思う  
のですけれども、そのたびに、質問の質の  
向上が一番先にあるというふうに言われる  
のですけれども、質問の質の向上というの  
は、恐らく天井がないと思うのですね。そ

ういった意味では、到達点というのはどこに示されるのかなというのが、一つ疑問点として残るということと、これは私どもの会派としても、一般質問と議案質疑は性質が違いますし、時間数ということに関しても絡めて検討していただきたいというふうに感じています。この場で結論を出されるのであれば、今年度された後に再度検討していただきたいというふうに思っています。

座長

いろいろな御意見をいただきました。そもそもそのところから始まって、性質が違うのだという展開もありましたが、現状でそのことの補完もできるだろうという御意見もありました。佐藤委員からも、もう少し深掘りすべきところもあるのかなという御意見もありました。ともかく、もう少しそれぞれ一きょうは全部の会派が来ておりますから、もう少し議論を深めていただきたいと思います。分離したらどこまで深くなるのか、本当に展開できるのか、形式だけなのかということも含めて、各会派でももう少し研究、研さんを積んでいただきたいと思います。一応、今年度の本調査会では、この議論はこれで終わりますけれども、ほかに課題があるので、ともかく、研さんを積んでください。

村石委員 今年度はしないということは、来年度はまたこれは継続して協議しましょうということですか。

座長 もっと深掘りをして、改めて必要だという議論があれば、提案していただくということです。

佐藤委員 先ほど私は経験上ということで一今、木下委員からお話がありましたので、揚げ足を取るつもりは毛頭ないのですが、ただ先ほど述べたことは、市民から見てわかりやすいというふうにおっしゃったのですが、現実には質疑だけを行うということは、そこからのいろいろな展開に縛りがかかって、非常に言いたいことが言えない、市民の代表として、議員として、こういったことをやろうというような提案などがなかなかできないということもあって、そういう意味で、また研究をしてくださいという意味で、座長は保留という言い方をされたのだろうと思うのです。私はそういう経験から、今のところもっと自由に、新しい議員さんも今は結構自由に質問をされていますので一昔はいろいろな縛りの中で、私どもはやった経験もあるので、そういう意味からして、質を高めていく上でも、今ここで分離する

と、市民からわかりづらいというか、その辺を私は危惧をしているということで理解いただければというふうに思います。

座長 今、経験者からお話がありました。私は経験していないものですから。

村石委員 いろいろな調査・研究を、双方がしていく必要があるということで、これは継続して協議をしていくというまとめをしていただきたいと思います。今年度する、しないではなくて、状況によっては、今年度話し合いをしてもいいわけで、継続して協議する項目にしましょうというまとめ方にしていきたいと思います。

赤星委員 私も継続に賛成です。

座長 継続という御提案がありましたが、このことについて、他の委員の御意見を聞きたいと思います。

木下委員 確かに、本会議の形を変える大きな変化ではあるので、即、判断がつくものではないと思うのです。多角的にいろいろと議論をしていって、そういった意味では、継続的に審議を続けていって、ほかの議会の様子

なども勉強させていただけるなら、させていただいた上で、今の富山市議会でも導入できるかどうか、話し合いを続けていってもいいのではないかと、私は思います。

久保委員　　まず温故知新という言葉があって、先輩議員が一度取り組まれたことを、先輩議員のいろいろな経験のもとに、これをもう一度もとに戻したという経緯を、まずはそこをしっかりと学んで、それで改めて提案することはいいのですが、私はほかにやりたいことがたくさんあって、何でも継続協議にしていくと一座長、この委員の任期は通常1年でしたか。

座長　　　　　はい。

久保委員　　その1年の、この議論の中で、何をやっていかなくてはいけないのかということ、もうちょっと絞っていくときに、臭い物にふたをしながら、何でも継続協議にしていくことは、市民からの理解は得られないと思いますし、もっとほかに取り組むべき課題があって、特に今回の件に関しては、諸先輩議員からの意見をしっかりと聞いて、当時はどうだったのかということがちゃんとわかれば、なぜ、今の形になっているの

かということも一つの成果だと思しますので、いつまでもこういう議論をせずに、私はとにかく次へ、次へと進んでいっていただきたいと思えます。

大島委員

今の「臭い物にふた」という意味がちょっとわからないのですが、まず、この提案したことについて長期的課題に分類されたわけなので、ことし1年やってみて、何が質問で何が議案質疑なのかということ、皆さんにわかっていただいたり、最初は分離していたものを一つにした意味も、久保委員は恐らく御存じないのだろうと思うのですが、そういうことも含めて、きちんと継続的に審議をしていただきたいというのが、私の思いでございます。

押田委員

今も答えが出ないような感じになっていますけれども、先ほど出ました、現状のスタイルをどう利用していくかが、今の議員の役目ではないかなというふうに思います。私も議員歴は浅いですが、諸先輩方の話を聞いていますと、決して議案質疑というものが、今の本会議のスタイルでできないということもないでしょうし、先ほど出ました委員会の活性化という形で、委員会でも質問できる形を一申しわけないのです

けれども、どうしても本会議で何か言いたいのかなという感が、強く見えてきます。ですから、もう1回もとに戻りますけれども、現状をうまく利用して、今のシステムを使って、一般質問と議案質疑を絡めていくという形ではだめなのではないでしょうか。

村石委員 重複しないように発言します。この議案質疑を分ける目的の一つとして、大きくは、開かれた議会ということが目的なのですね。一つは、当局自身も議案質疑のところでも一つの例ですが、きょう財務部長が説明したような内容を、市長みずからが議員に訴えかける、市民にも訴えかけるということが、私は開かれた議会になると思うし、その提案を受けて、議員が議案に対してどのように質疑をしていくのかについては、こういうことがある、こういう問題があるというようなことが市民にもわかってもらえるということがあるので、決して臭い物にふたをするというような中身ではないと思います。

押田委員 その、市民に訴える一訴えるという言葉も果たしてどうなのかと思いますけれども、市民にわかりやすく説明をするという言葉で私は話をさせていただきますけれども、

先ほど言った、現状のシステムを利用して、質疑でも一般質問でも、議員に与えられた時間を有効に使って—それこそ先ほど「質」という言葉も出ましたけれども、それに合わせてやっていくという形で、今、委員会に関しては、まだそこまですべてになっていないかもしれませんがけれども、後々議事録も出ます。そういった形を使っていく形でいいのではないですか。

佐藤委員

活発な意見が出ておりますが、先ほど座長から言われたように、まず今年度については、これは現状のままということで、最初に座長から示された分類でも長期的課題であるわけですから、まず今年度についてはこのまま—先ほど、ほかの委員がおっしゃっているように前へ進むためにも、全くこれは見直さないとかそういうことではなくて、調査・研究しましょうという前提の上で、今年度については現状どおりということではよろしいのではないのでしょうか。

上野委員

今、継続するかしないかということが論点だと思いますので、今、佐藤委員がおっしゃったように、今年度はということで一区切り置いて、改めて継続という形でされればいいのではないかなというふうに思いま



す。

座長

それでは、まとめさせていただきます。この課題については、調査会では議題に上げませんけれども、今、皆さんから提案がありました、なぜ一度こうやってもとに戻したのかということについては、今、議会事務局にお願いをして、経過を調べてもらいます。それから現状で、村石委員や赤星委員の言われるような課題が解決できないのか、方式ではなく運用のところ、少しみんなに研究をしていただいて、機会があれば発表していただこうと。ともかく、一旦この協議については、事後は取り扱いませんが、そういう報告だとか、調査をしたものについての報告についてはさせていただきます。大きくは、これはずっと継続しての課題であろうと思いますが、今年度の調査会については、このように取りまとめて、随時、何かあれば出していただくということでお願いしたいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長

それでは、そのようにさせていただきます。最後になりますが、議会基本条例について

であります。

このことについて、今後の検討材料としていただくために、事務局に中核市の制定状況を調査していただきました。その結果について、福原議事調査課長から説明してもらいます。

議事調査課長　〔資料「議会基本条例の制定状況及び項立て一覧（中核市の状況）」により説明〕

座長　　今ほど少し簡略に説明をいただきましたが、随分と調べていただきました。日本中の大宗というふうに見ていただければいいのではないかと思います。フリーに、少し意見交換をさせていただきたいと思います。これを見られて、何か所見とか、こうだなとか、ここはやらないといけないという話があれば、意見を求めたいと思いますが、いかがですか。

竹田委員　やはり、議会基本条例は重要で、中心的なテーマで、誰もが注目しているという内容です。私は、ぜひ議会基本条例を制定すればいいという立場ですが、ただし、今すぐに行えるかというところの議論が大事なので、つくったけれども、実際はつくっただけということになっては何の意味もないの

です。やはり、床の間に飾っておくだけになっただけでは、かえって逆効果—逆効果というのは、議員なりのショックも大きいだろうし、もう二度と取り組まなくなってしまうという、だから、いいタイミングで、成熟段階で、こういったものを取り上げていくということが必要です。だから、もう少し私たち自身も、共通の場で勉強をしなくてはいけないのではないだろうか。あくまでもフラットで—いわゆる先生方も、積極派の先生もいれば—先生というのは、大学の先生なり、シンクタンクの専門家ですが—あるいは、やや懐疑的な人もいるかもしれない。両方の意見を聞いて、場合によってはその中で、全国の中核市の中で一番うまくいっている、そういうことが明確になれば、我々で視察に行くと、こういうこともいいのではないかというような気がしております。いずれにしても言いたいことは、つくることは、成文化ですから、それなりにパワーをかければつくれる—もちろん個々に議論をしながらつくるわけですが、それは結果としてそういうようになっていく。どっちかという、鶏が先かというように、つくれればそういうようになっていくという問題ではありません。だから、自分たちの力量、状況、成熟度、そういうこと

をいろいろとしんしゃくしながら、慎重に事を進める。制定状況は65%ですか一別に最後の1市になっても何も悪いことではないのです。実質これ以上のことを、これと同等のことをやっていけばいいわけですから、何もそんなに極端な例を持ち出すまでもなく、慎重にそのあたりを取り計らったらいかがかと思います。

大島委員

全く逆でございます。私は選挙で議会基本条例の制定を公約に上げております。床の間に今、何もない状態を、今の富山市の市民が許すわけがないです。まず急いでやるべき一拙速ではありますが、急いでやるべきだと思います。変えることはいつでもできます。まず今、床の間に天神様も何もかかっていない状態こそが、この富山市議会の異常さを表している、私は感じております。とにかくこの基本条例を一長期的課題ということで分類されたことについては非常に残念だというふうには思っているのですけれども、これは検討ではなくて、制定まで必ず目指さなければいけないという状態で、あくまで制定を目指す中で、皆さんが研さんをされて、切磋琢磨していいものを目指す、その姿こそが、今、富山市民が求めているものだと私は感じております。

だから、竹田委員の御発言には非常に違和感を感じます。

尾上委員

本来、ここに書かれている内容というのは、議員個人もしくは会派で、大体のことは、皆さんやっておられる内容ばかりで、あえてこのものをつくる必要というのは、全くないのではないかと私は思うのですけれども、いろいろなことを考えて、先日、この議会基本条例について勉強をしてまいりました。そんなに完璧なものというのは、なかなかすぐにはできないというふうに思いますので、今、大島委員も言われたように、なるべく早く—やはり基本となるようなものを、富山市議会の議会基本条例として—そんなに高望みをしてもどうしようもないので、身の丈に合ったものをなるべく早く制定して、市民に見えるようにすべきだと、私は考えております。

佐藤委員

この検討項目については、全ての会派が検討項目に出しておりまして、きょうも議題として座長から示していただいて、まずは意見を聞こうということで、早速テーマになっているわけですから、大変ありがたいと思います。ただ、拙速にということではなくて、これだけ事務局に調べていただい

たとおり、幾つかの条例を僕も見ているのですけれども、十把一からげで、それぞれの議会で相当違う内容になっております。単純にできるような代物ではないですし、今回の議会改革検討調査会の項目について、私どもも議会基本条例以外の内容を相当数入れさせていただきました。一つ一つ検証すると、例えば、議会のBCPは設定しているところも設定していないところもあるし、大学とのパートナーシップだとか、そういった専門的なものを入れるということを先進的に進めている議会もあれば、全くそれには触れていないところもある。今、大きなものについては、とりあえず当面のものということで、事務局が4つほど色を塗ってクローズアップしていただきましたけれども、それぞれ個性が全然違いますので、そういった意味で、まずは目的からだとか、何回も、いろいろな専門の方、もしくは先ほどどなたかがおっしゃったように、多少毛色が違うかもしれませんが、いろいろな方の意見を聞いたり、勉強に行ったり—先ほど共産党さんは、もう行かれたということですし、私も個人的には勉強会にも行っています。ただ、会派としてはまだ行けていないということもありますので、これは本当に、どの会派でも同じよう

に積極的に勉強をしていこうと。なおかつ、できるだけ早く、富山に合った条例を制定しようという思いは、大島委員もおっしゃいましたけれども、間違いなくみんな同じ思いだと思いますので、そこからスタートをしているということで、座長もきょう、まずここにテーマを掲げていただいたと思いますので、どういうふうにしっかりと具体の議論を進めていくか、行きつ戻りつだとは思いますが、そういったこともどうやって一つずつのテーマでやっていくのがいいのか—私は反問権ということも言っていますけれども、厳しいことから、実際には内容を正す程度の、今現在、富山市議会でも、反問権と言えるかはわかりませんが—そこまで踏み込んだことを言っていますので、一つ一つ丁寧な議論をして、富山市らしいものをつくるべきだと思いますので、よろしくお願いします。

上野委員

もうすでに、この議会改革検討調査会の検討項目として、議会基本条例にかかわるような細かいトピックが既に上がっていると思います。ただ、議会基本条例を制定するのは、私どもは早めになりたいというふうに思っていますので、どうしてかということ、第1条、第2条がやはり重要だと思うのです。

議会として、こういった目的で、この条例を制定するのか。基本姿勢であったり、理念であったりということ、議会として示していく必要があるというふうに思っています。なので、細かいトピックのことに関しては、もちろん随時変えていく必要もあるでしょうし、実行した上で、またさらに検討していく必要性はあるとは思いますが、まずは議会基本条例という形づくりをしていく。そしてその上で、議員としてこういった形があるべきなのかということを示していく必要があるのではないかと思っています。

久保委員

竹田委員が言われたことも、大島委員が言われたこともわかるのですが、床の間の話で言えば、模造品を飾っても仕方がないと思うのですよ。これはやはり、富山市議会にとってふさわしいと思う条例を掲げて初めて一もちろんそれには、できるだけ、一日も早く飾れるようにしようということは、私は必要だと思うのです。その中で、やはりこの議会改革検討調査会という会の中で、議会基本条例について、どこまで突っ込んで議論をしていくのかということが、一つ大きな課題に今後なっていくのではないかなと思います。先ほど来、たくさんの提案



があって、そういったものを議論していく一方で、そういった中で、詳細なところまで検討していくということになると、この議会改革検討調査会の頻度であったりとか、この議事録を残す事務局の負担等も考えると、大変、議会改革が難しくなってくるのではないかということ、私自身は危惧しております。私からの提案としては、例えば、議会改革検討調査会としては、ことし1年かけていろいろな講師を呼んで勉強会を開いたり、個々の研鑽をしっかりと高めていくということを取りまとめていただいて、新たに条例をつくるかつくらないかも含めて、何か新しい検討委員会、特別委員会を立ち上げて、その場でもっとこれに特化した議論を重ねていくという形が、多分1日も早く、市民の皆さんに、条例をどうするべきかという議会の姿を見せられるのではないかなと思っております。

押田委員

この議会基本条例なのですけれども、今いただいた資料によれば、全体の49%が、逆につくっていない。また、中核市では35%がつくっていないということなのですけれども、今、過半数を占めているのでつくったほうがいいのではないかとか、皆さんの思いで、つくったほうがいいのではな

いかと言われていきますけれども、つくって  
いないところがなぜあるのか、不必要と思  
っているところもあるのではないかと、逆  
の視点から考えることも必要なのではない  
かなと思います。もし本当に、そこまで必  
要だということであれば、今、なぜないの  
かということ、やっていないところから  
聞いてみるという反対意見も必要なのでは  
ないかなと思います。それと、できてよか  
ったという例、なくて困ったという例はあ  
るのかという、総合的な意味で、賛成論と  
反対論を一今、久保委員が言われましたけ  
れども一特化した委員会なり何なりで、両  
方の意見を聞いた上でつくるのであれば、  
ほかの都市のまねではなく、拙速でも稚拙  
でもなく、富山市に合ったものをつくれ  
ばいいし、もし必要がないと思えば要ら  
ない。それを検討する委員会をつくるべき  
だと思います。

竹田委員

私は冒頭に、この議会基本条例については、  
重要だと言いましたね。それで、必要だ  
と言いました。必要だと言ったのですが、  
つくっても床の間に飾ってしまっていると。  
それが守られないということになると逆効  
果であるというぐらいの発言をしたわけ  
です。だから、大島委員が違和感を持ったと

言われましたが、私も同様に違和感を—そういうつもりで言ったわけではございませんので、つくって成果があってよかったと、こういう姿を自信を持って、皆さん確信を持ってやり遂げようよと。世の中に、法律だとか憲法だとか条例だとかがいっぱいありますが、それがあっても守られないことがたくさんあるから、いろいろと裁判所とかが出てくるわけです。だから、拙速をやめましょう、そして、横並びでやるのはやめましょう、だから勉強しましょうと。積極派で非常にうまくいっているケースも勉強しましょう。あるいは、やや懐疑的でうまくいっていないケースも—中核市の場合、全国48市のうちの65%の中には、つくったけれどもつくっただけになっていると、いったことがあるのもやむを得ないわけでして、そういう轍を富山市は踏んではいけない。勢いでやってはだめだと、私はこういうことを言いたいわけです。このことを御理解の上、議論を進めていただきたいというように思います。

赤星委員

私は久保委員がおっしゃいました、いろいろな先生を読んで勉強をすることに大賛成ですし、先進的な議会にみんなで視察に出かけることも、どんどんやったらいいと思

っております。このことについては、昨年いろいろな問題が出る以前から提案してきました。議会基本条例とはっきりと名称を上げて提案をされたのは、最初は公明党さんが一番早かったと思います。私どもも議会基本条例については北海道栗山町議会ですとか、そういう事例を聞いて、必要だなと思っていたのですけれども、当時の富山市議会は、質問時間の制限の問題ですとか、それ以前の問題がたくさんありましたので、いきなり提案をしても全然だめだろうと。竹田委員がおっしゃったように、その時点で作ったとしても文字どおり、絵に描いた餅になるぞと思いましたので、まずは勉強をしよう。議会として、全体で学習会を開きましょうというような提案をさせてもらっていたのです。ところが、それさえ却下されてきたのです。時間がたちまして、いろいろな問題を乗り越えて、今こういうふうに、全ての会派から議会基本条例を検討しようということが提案された。ここまで進んできましたので、今さら必要ないとか、そういうことはないと思うのですね。もう制定を目指して、具体的にどういう会議で進めていくのかとか、そういうことに踏み込んでいく時期ではないかと思っています。

木下委員

今、赤星委員からも過去の経緯をお聞きしまして、機が熟したと言いますか、富山市議会にとっては、議会基本条例の話をするのにいいタイミングなのではないかと思えます。昨年ああいったことがあって、イメージも低下する中で、この市議会は変わらざるを得ないというか、変わるしかないと思は思っています、そうした中で、この議会基本条例を制定する流れになり、そしてそれを実行するということが、改革の象徴のように私は思うのです。これをつくっていく中で、いろいろな議論が出てくると思うのですけれども、そういったところで、この議会は変わっていけると私は思います。何回も繰り返すのですけれども、私は上越市議会のホームページをよく見るのですが、制定の過程を公開しているのですよね。こんな形でスタートをして、中間報告があって、最終報告があって、なおかつ、至らないところが絶対に出てくるから、そこは改正しましょうと、そういうことになっています。その経過とか、議会基本条例自体もダウンロードして、どうぞ参考にしてくださいというところまで来ているので、事務局の方にもすごく丁寧に調べていただいたのですけれども、他都市のホームページから簡単にアクセスができて、そういった情

報を入手できます。それぞれ性質は、中身は違うと思います。それが入手できるので、まずは勉強を進めていこうと。なおかつ、前回もお話ししましたがけれども、4年間の中で実行までこぎつけて、その結果をもって一議員たちが責任を持って考え、実行もして、その結果をもって選挙に臨む。富山市議会の審判を市民の皆さんに仰ぐというところまでこぎつけていきたいと思いますので、お願いしたいと思います。基本条例は、そこに「何々をするべきである」と書き込めば、それが力を持つのです。拘束力を持つ。議会の憲法と言われているだけあって力を持つので、そこに何を載せるのかということも、しっかりと吟味をして……。あと、事務局の方につくってもらった資料の中で、集計をした主な項目別の状況なのですけれども、市民とのかかわり・報告会とか、市民とのつながり、開かれた議会の内容について書いてあったり、もしくは、議員間の討議を増やそうと、そういった内部の討議を増やし、なおかつ外との関わりを持つとか、内容的にもそういったことを重視しているということが伝わってきますし、私たちもそういったところを意識しながら議会基本条例の制定に踏み切るべきではないかと思っております。

村石委員

簡単に言います。1つは、議会基本条例というのは全会派一致、また、議員個人個人にとっても必要だと認識しているということ、再度確認をするということが1つです。2つ目には、ただ、いろいろな意見がありましたように、富山市に合った内容にして、なおかつ決めた以上は、実行しなければいけないというような内容に高めていかなければいけないということがあると思います。3つ目は、やはり市民にわかるようにスケジュール—例えばの案ですけれども、議会基本条例を平成30年度中につくって、平成31年度中に実施をする。実施をして、なおかつやってみて、いろいろな問題点があれば直す。直したもので、私たちにとって4年目の任期に実行していくという、そういうことまでも頭に入れた上で、制定をしていかなければならないのではないかと考えていますので、ぜひ座長、副座長におかれては大まかなスケジュールとか、あるいはこの場で検討するのか、そういう検討委員会をつくるのかも含めて、どうやって進めていくのかということを出していただきたいというぐあいに思います。

座長

ありがとうございます。今、いろいろと皆さんから御意見がありました。最後、村石

委員に念を押されたような格好でありましたが、多かったのは、勉強会をしていきましよう。講師を招いてもいいし、視察に行ってもいいというお話でありました。ぜひそういう形で取り組みをさせていただきたいと思います。この議会改革検討調査会だけということではなくて一議長にそのことの見解をさせていただいて、議会全体として、調査なり、勉強会を一講師を招いたりというようなことを企画してはどうかということ、議長に申し上げたいと思います。ここで主催するというわけにはいきませんので、あくまでも議長にお願いをしてということだと思えます。それから、今後のスケジュールを決めるということでありますけれども、勉強会をしながら、そのことについて深めていきたいと思えます。いずれそのことは効果が上がると、毎回毎回の勉強会は無駄にはならないと思えますので、どうかひとつ御協力をお願いいたします。深めると言っても、項目だけでも相当ありますので、しかもそれぞれが市によって違うということで、大変なボリュームだと思えます。こちらとしても事務局にお願いをしながら、まとめられるものについてはまとめながら、集約できるものは集約しながら、また資料提示をさせていただきま



す。また、各会派においても議論を深めて  
いただいて、これがよかった、あるいは、  
富山市議会にとってこれが必要だなという  
ことがあれば、ここで発表をしていただい  
て、助言をいただきたいというふうに思い  
ますので、それぞれ一全会派がここには集  
まっていますので、十分に深めていただい  
て、御意見をいただきたいと思います。そ  
のようにさせていただきます。

今も言いましたように、長期的な課題につ  
いては、それぞれに御呈示をしていただい  
たり、よかった点については、御提案をい  
たいただきたいと思っています。皆さんと深め  
ていきたいと思っていますのでよろしくお願  
いします。

ほかに何か御意見はありますか。

〔発言する者なし〕

座長

ないようですので、以上で本日の議会改革  
検討調査会を閉会いたします。

平成29年8月29日  
議会改革検討調査会記録署名

座 長 柞 山 数 男

署名委員 大 島 満

署名委員 尾 上 一 彦